

【浦安市】

1. 浦安市の概況

人口：162,921 人（H27.1 現在推計人口）

面積：16.98 km²

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	浦安市	全国
身体障害者手帳	2,837 人	525.2 万人
療育手帳	660 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	617 人	75.1 万人

2. 浦安市における現状と課題

（1）浦安市における障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

浦安市のある千葉県には既に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定されており、千葉県条例に基づき既に障害者差別を専門的に取扱う広域専門指導員が浦安市の属する圏域に配置されており、さらに助言やあっせんを行う調整委員会が設置されています。したがって、これまで浦安市においては障害者の人権侵害に関する課題については、先に制定された障害者虐待防止法への対応を主な課題としてきました。

（2）浦安市における障害者差別の解消の推進に関する課題

障害者虐待防止法がスタートして、平成 24 年に障害者虐待防止対策協議会を設置し、虐待防止はもとより、協議会のテーマとして差別解消法や合理的配慮などについても早くから取り組んできました。当初、浦安市には障害者虐待と高齢者虐待の協議会が別にありましたが、例えば、高齢者虐待のケースで家族が障害者であるケースや中高年のセルフネグレクトなど、個別の虐待ケースを対応する中で、65 歳という年齢で支援を分けることができないケースが存在することから、平成 26 年度から高齢者、障害者の協議会を統合し、高齢者、障害者の関係機関との連携を図ることとしました。

3. 高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会（障害者差別解消支援地域協議会モデル会議）

浦安市においては、千葉県の条例制定及び体制整備の実績を活用することとし、県と連携して対応することを基本として、新たな協議会を設置するのではなく、「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を「浦安市障がい者差別解消支援地域協議会」として位置づけることとしました。また、第 1 回モデル会議において、浦安市域を管轄とする市川健康福祉センターの広域専門指導員も会議に参加していくこととなりました。

（1）設置根拠

各法律の条文を踏まえ、要綱により設置しました。

◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年六月

二十四日法律第七十九号) (抄)

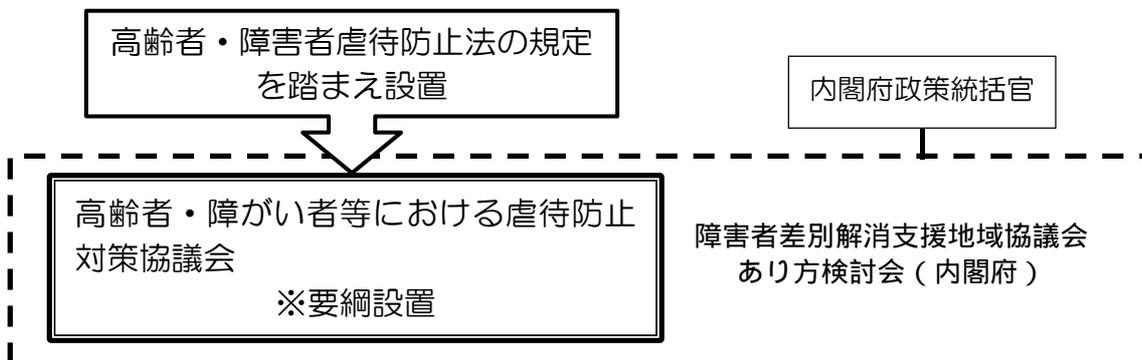
(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法 に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

◎高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年十一月九日法律第二百二十四号）(抄)

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項 の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。



(2) 構成メンバー (26名)

委員区分	所属等	職名	氏名
医療関係	浦安市医師会	副会長	高木 一郎
法曹関係	千葉県弁護士会京葉支部	弁護士会	田中 知華
警察	浦安警察署	生活安全課長	佐藤 由美子 蛭川 正浩※
有識者	毎日新聞社	論説委員	野澤 和弘
有識者	淑徳大学	教授	藤野 達也
労働関係	株式会社舞浜コーポレーション	業務サービス部ノーマライゼーション推進チーム	古迫 香枝
就労支援関係	浦安市障がい者就労支援センター	センター長	西田 俊光
障害者福祉施設	浦安市障がい者福祉センター	生活介護事業所所長	大島 佐登子
居宅介護支援事業所	株式会社愛ネット	取締役	境野 浩次

居宅サービス	株式会社リエイ	部長	椛澤 大樹
障がい者相談員(知的)	浦安手をつなぐ親の会	会長	川口 英樹
老人福祉	浦安市特別養護老人ホーム	施設長	西澤 基示郎
民生委員・児童委員	浦安市民生委員児童委員協議会	副会長	高梨 鎮雄
相談支援関係	中核地域生活支援センターがじゅまる	センター長	朝比奈 ミカ
相談支援関係	浦安市機関相談支援センター	所長	西田 良枝
権利擁護関係	浦安市人権擁護委員連絡会	副会長	國井 輝義
権利擁護関係	浦安市社会福祉協議会	事務局長	石井 克典
包括	新浦安駅前地域包括支援センター	センター長	富永 文彦
行政	千葉県市川健康福祉センター	地域福祉課長	瀬戸 修
行政	浦安市健康福祉部	部長	新宅 秀樹
行政	浦安市健康福祉部	次長	長谷川 祐二
行政	浦安市こども家庭支援センター	所長	藤平 達三
行政	浦安市男女共同参画センター	所長	柳田 恵美子
行政	浦安市健康福祉部高齢者支援課	課長	佐久間 喜久雄
行政	浦安市猫実地域包括支援センター	所長	大塚 雅雄
行政	浦安市健康福祉部障がい事業課	課長	橋野 まり子

※平成27年2月～

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

	期日	議題
第1回 モデル会議	平成26年5月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の統合について ・通報・届け出状況について ・年間計画(案)について ・障害者差別解消法について ・(仮称)障がい者差別解消支援地域協議会について ・意見交換
第1回 ワーキング	平成26年7月31日(木) ※千葉県と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市からの差別事例の報告 ・千葉県から ・市川健康福祉センターから ・内閣府から ・当面の方向性について ・その他
第2回 ワーキング	平成26年9月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別事例について ・大学・オリエンタルランドにおける取組みについて ・障害者差別に関する相談体制について ・市川健康福祉センターから 相談窓口、ヘルプカードについて ・地域フォーラム・中間報告会について

第2回 モデル会議	平成26年11月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法について ・千葉県の調全体制について ・浦安市の差別事例について ・浦安市の優しい取り組みについて ・中間報告会について ・質疑・意見交換
第3回 ワーキング	平成26年10月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県との連携について
第4回 ワーキング	平成26年12月9日(火) ※千葉県と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について
第5回 ワーキング	平成27年2月12日(水) ※千葉県と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備について ・平成27年度の取り組みについて
第3回 モデル会議	平成27年2月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について ・支援体制の整備について ・平成27年度の取り組みについて

(2) モデル会議等における課題の把握

・ワーキングにおける課題の把握

ワーキングにおいて、浦安市の中で何が起きているのかを知ることが必要ではないかとの意見を踏まえ、平成25年度に実施したアンケートを活用し実態を把握することとしました。また、事例の掘り起こしとして千葉県条例における差別の相談窓口を擁する市川健康福祉センターから浦安市において発生した事例について報告を求め、課題の把握に努めました。ただし、浦安市の規模で事例を共有しようとした場合、本人が特定される可能性が高いため、情報の共有については慎重に行うべきという課題も指摘されました。

・千葉県との連携について

千葉県には、既に条例に基づく相談体制が構築されており、障害者差別に対応するための体制の整備が県単位で図られています。広域専門指導員や県庁で受け付けた差別と思われる相談を市町村とも共有しようとしています。十分に意思疎通がなされていない面もあります。障害者虐待に関しても、県において虐待防止連携協議会を開催しましたが、それでも回数が少なく、連携まではつながらないという課題があります。また、市域をまたぐような事例や国や県において対応する方が効果的に対応できることが予想される事例が発生した場合の対応方法が明確ではないのではないか、という法施行を見据えた新しい課題も指摘されました。

・障害者差別の解消に資する周知・啓発等の取組について

ワーキングでは、法律や制度、仕組みや相談窓口、取組みがある程度整備されてきているにも関わらず、障害当事者側に情報が届いていないという指摘がありました。現に行われていることを進化・深化させていくことが大切であり、行政や大学、事業者で行っている配慮を広く市民にも伝えていくことができると良いのではないかと指摘

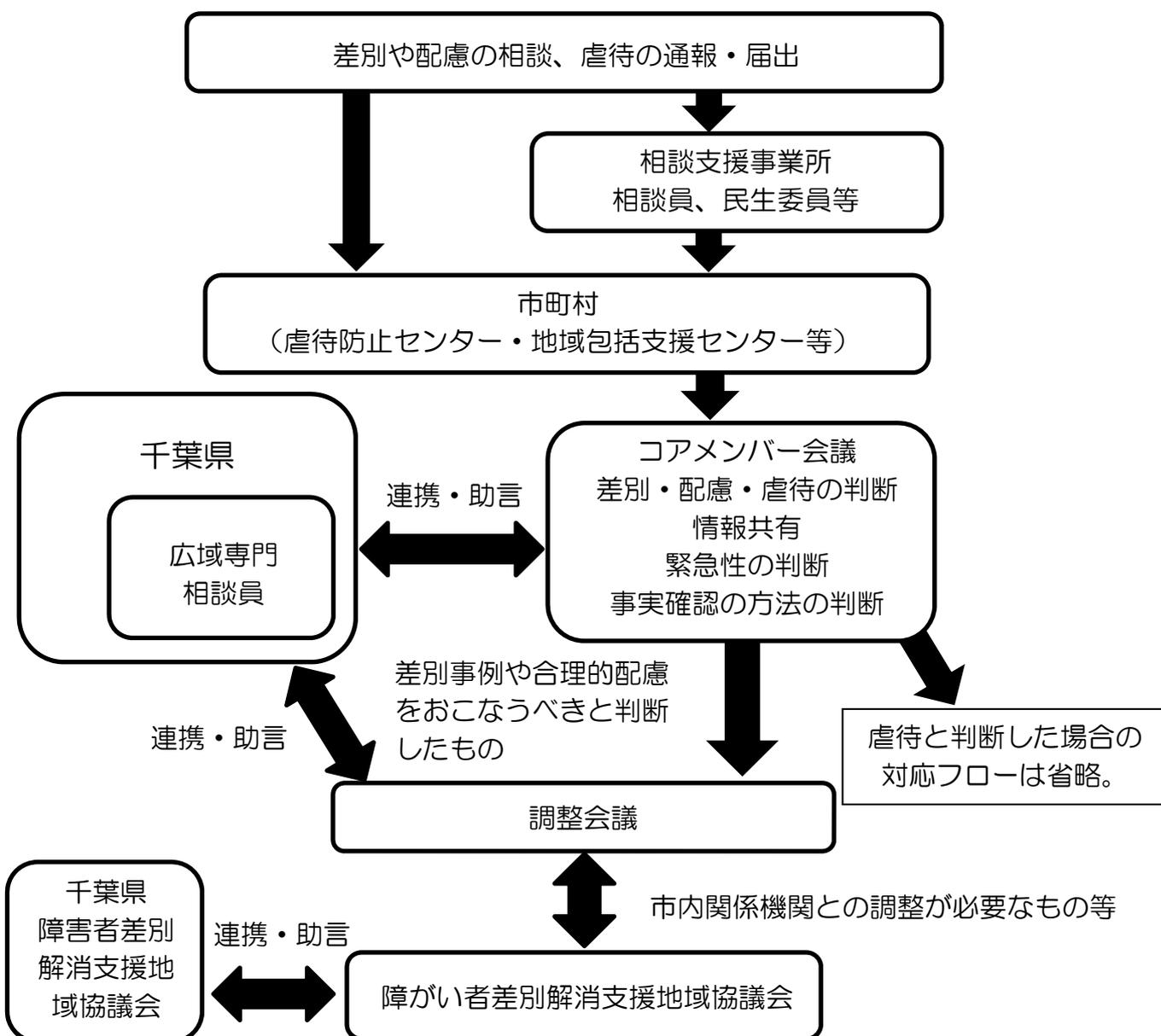
に基づき、各機関の取組を広めていくことが確認されました。

(3) 高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会における提案等

・相談窓口と支援体制について

既存の組織等を活用するとともに、条例に基づく取り組みを進める千葉県の実績を生かし、「虐待防止センター」、「相談支援事業所」等、既存の虐待通報窓口、組織等を活用するとともに県と連携して対応することを協議会に提案しました。

浦安市としては、市民は虐待なのか差別なのかで窓口を判断して相談へ見えるわけではないことから、既存の窓口が相談を受ける前提とし、既存の障害者虐待防止にかかるスキームを活用する方向を検討することとしました。



※ 差別に関する相談があった場合の支援、解決のための「調整会議」を置き、そこで方向性を得ることを想定。

- ・障害者差別を解消するための取組

浦安市又は浦安市内の関係機関等が実施している「障がいのある人等に優しい取り組み」について会議において事例の共有を行った。

- ①浦安市の差別解消に関する取り組みと配慮の事例の共有（事業の例）

次期障がい者福祉計画の素案では、「差別の解消と合理的配慮の推進」の取り組みとして、モデル事業の成果や国の基本方針等を踏まえた対応要領を作成すること、国の基本指針や千葉県「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」をもとに、窓口等における配慮を充実すること、啓発・広報活動をおこなうことなどを掲載しています。

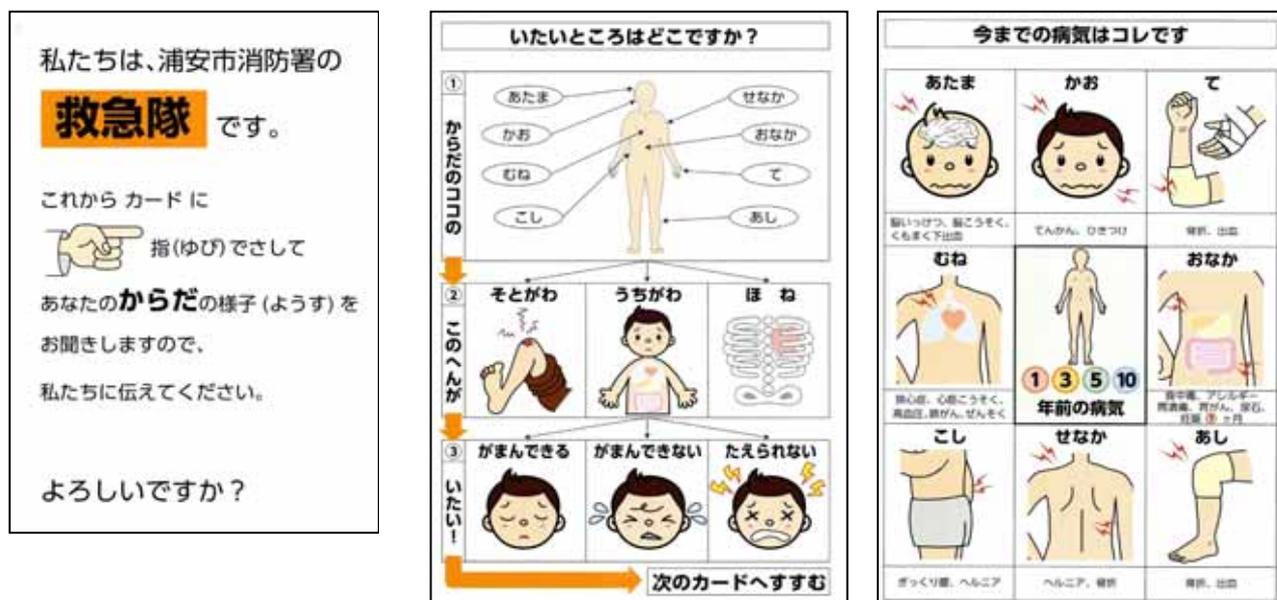
- ・こころのバリアフリー支援事業

差別解消法の基本方針等を踏まえた対応要領等を作成するとともに、啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布、小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。

- ・救急メディカル情報支援事業

聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し、配布しています。

救急車には、具合の悪い部位などを指でさして伝えるための大型のカードを搭載しています。



- ②浦安市内で実施されている「障がいのある人等に優しい取り組み」の共有

- ・明海大学における取組

入学試験時、授業・主催する説明会、海外研修への参加、施設及び施設利用時にそれぞれ障害特性に応じた配慮を実施。そのほか、保護者との懇談会や、障がいのある方の雇用を推進

- ・オリエンタルランドにおける取組

来場者からの意見等の情報収集を始め、サービスの提供に際しての視点の転換、字幕表示システムや開閉式の柵等のハード面での工夫や研修の充実等のソフト面の充実を図った。

- ・浦安警察署における取組

車いすでもアクセスしやすい場所に相談室を設置することや、障がい者虐待に組織的に対応すること、障がいのある方に関する事項を盛り込んだ研修の実施などを実施している。

③その他の周知・啓発活動

- ・市職員研修

差別解消法研修会を部長、次長、課長を対象として平成26年10月7日に実施
参加人数 115人

- ・事業所・企業向け講演

虐待防止法、差別解消法講演会を平成27年2月2日に実施

- ・イベントでの啓発広報

バリアフリーコンサートを平成26年12月21日に、市役所でのパネル展を平成26年12月にそれぞれ実施

5. 障害者差別解消に関する今後の取組について

相談体制・解決の仕組みを実効性のあるものとするためにも、千葉県や国への要望や提案を行っていくこととします。

具体的には、市民からの相談や配慮の要望等の窓口は、市と県どちらでも受けられる体制を県と協議しながら整備するとともに、市と市民との調整が必要な場合は、県が調整するなど役割を分担していくこととし、さらに、市域を超えたもの（浦安市民が他市町村で受けた差別や配慮の要望など）は、千葉県内のものならば、県が、千葉県外のものならば国が調整するなど、さらに関係機関の役割分担を明確化し、相談体制の整備を図っていきます。

また、差別事案に対する連携とは別に、県の役割として希望する事項を下記のとおりまとめ、今後県と協議していくこととしました。

(1) 啓発広報活動

- ・障害者差別解消法及び千葉県の条例の周知広報をおこなう。

(2) 研修の実施

- ・市の差別解消の窓口となる部署の職員の研修。
- ・地域の相談員の研修。
- ・相談支援事業所向けの研修。
- ・福祉サービス事業所向けの研修。

(3) 事例の集約・共有化

- ・市町村の差別への対応や合理的配慮の事例を取りまとめ、共有する体制を作る。

6. 資料

浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障がい者の虐待の予防、早期発見、防止とともに、虐待を受けた高齢者、障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関等との連携協力体制の整備を図るために浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会（以下、協議会という）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 家庭等における虐待、老人福祉施設、障がい者支援施設、事業所などにおける次に掲げる行為を言う。

(1) 高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を言う。）

(2) 障がい者虐待（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79条）第2条2項に規定する障害者虐待を言う。）

(所管事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

(1) 協議会に関すること。

(2) 実務者会議に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、市長が指名し、又は委嘱する。

3 会長は浦安市健康福祉部長の職にある者を、副会長は健康福祉部次長の職にあるものをもって充てる。

4 会長は、協議会を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とする。

7 委員の再任は、妨げない。

(協議会の会議)

第5条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。

3 協議会の進行は会長が行う。

4 会長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明や意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第6条 協議会に実務者会議を置く。実務者会議の構成員は、次に掲げる組織から推薦のあった者とする。

(1) 浦安市健康福祉部障がい福祉課

(2) 浦安市健康福祉部健康増進課

- (3) 浦安市健康福祉部介護保険課
- (4) 浦安市こども部こども家庭支援センター
- (5) 浦安市市長公室男女共同参画センター

2 会長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明や意見を聴くことができる。
(守秘義務)

第 7 条 虐待防止対策協議会の出席者は、会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第 8 条 協議会の運営に関する事務は、障がい事業課、高齢者支援課、猫実地域包括支援センターがそれぞれ輪番にて行うこととする。

附則

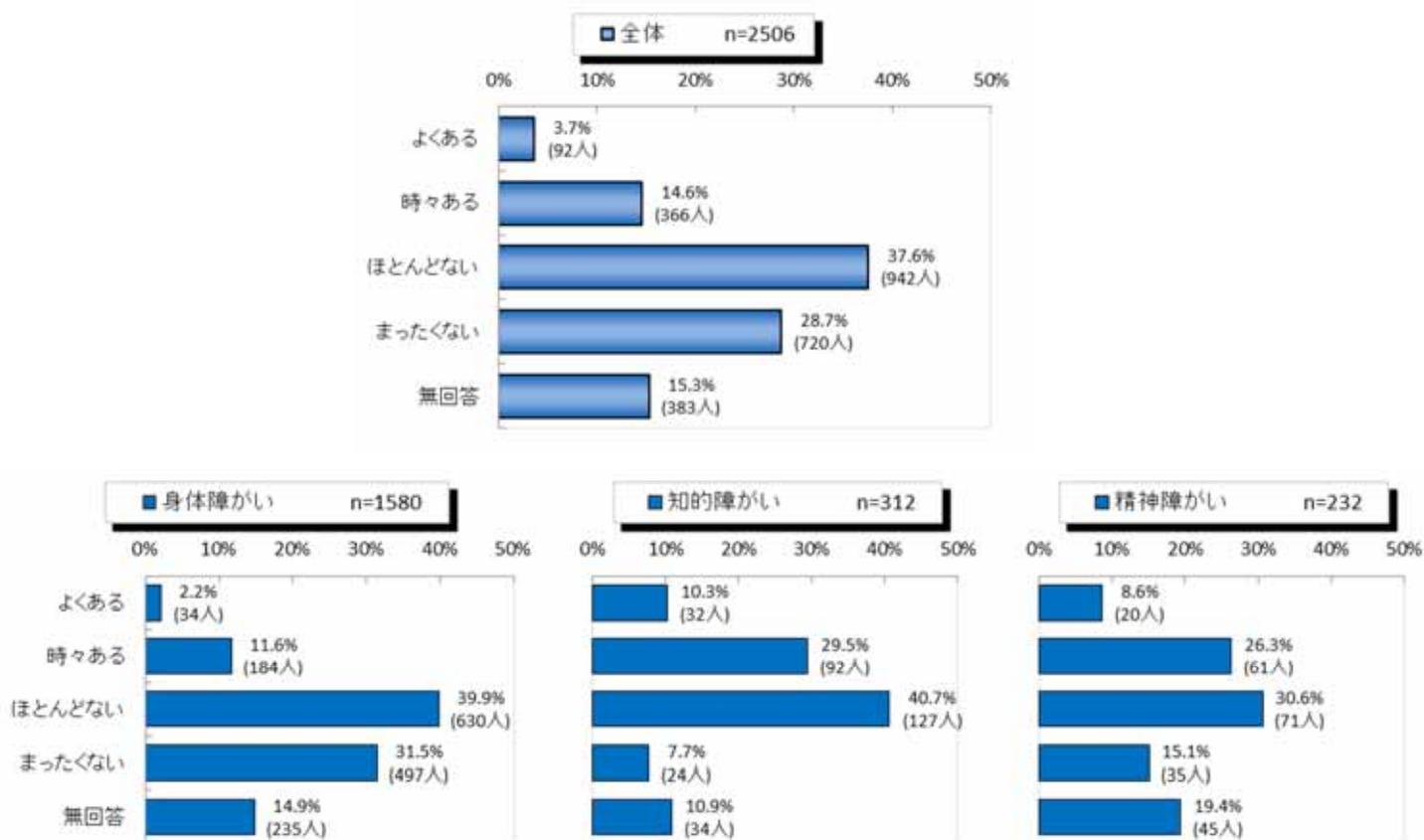
この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年度 浦安市障がい福祉に関するアンケート調査（抜粋）

問 あなたは障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをした経験の有無では、「よくある」が 3.7%、「時々ある」が 14.6%で合計した 18.3%が差別やいやな思いを経験しています。

差別やいやな思いを経験について「よくある」及び「時々ある」の割合を区分別でみると、「身体障がい」が 13.8%、「知的障がい」が 39.8%、「精神障がい」が 34.9%、「難病」が 7.8%、「その他福祉サービス受給者」が 19.2%となっています。



問 「差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」と答えた方に伺います。

どのような時に、差別を受けたと感じたり、いやな思いをしましたか。

身体障がい

- エレベーターやエスカレーターで混雑時に迷惑がられる。
- 上から目線で対応されることがある。
- 会社で障がいを理解してもらえず、休みが取りにくかったり、思うように動けず迷惑がられる。
- 外出時、じろじろ見られたり、陰口を言われたりする。
- スムーズな歩行ができず、ぶつかられたり「じゃま」と言われたりする。
- 健常者に見えるため、優先席などを使用すると嫌な顔をされる。
- バスやタクシーなどで手帳を提示すると嫌な顔をされたり、乗車拒否をされる事がある。

○「こんなこともできないのか」などの言い方をされることがある。

知的障がい

- 学校や職場で、からかわれたりバカにされたりした。
- 普通学級に通っていると、特別支援学級を勧められた。
- 外出時に変な目で見られたり、避けられたりする。
- 障がいを知らない人に注意をされ、説明をしないと理解してもらえない。

精神障がい

- 家族や親族に理解してもらえない。
- 友だちが離れて行ったり、避けられたりする。
- 人と接するのが怖い。悪口を言われたりする。
- 就職活動中、病気を申告すると断られたり、仕事をしていても配慮してもらえない。
- バスやタクシーで外見だけで判断され、「障がい者？」と言われたりじろじろ見られたりする。

難病

- 学校で仲間外れや無視、暴力に合うことがあった。
- 病気を会社に言うと、面接が通らなかつたり、通院の必要があっても休みにくかつたりする。
- 外見上、健康に見えるので、病気をなかなか理解してもらえない。

その他福祉サービス受給者（発達障がいなど）

- 周りに理解してもらえず、からかわれたり、「親のしつけが悪い」と思われたりする。

自由意見欄の差別や配慮に関する事項の抜粋

1. 差別等に関すること

身体障がい

- 外食先で歩行困難なのに奥まった席を案内される時がある。
- タクシーを利用するときに障がい者割引ができないと言われたり、車椅子が積めないと乗車拒否されることがある。
- バスの運転手さんの不適切な言葉に傷ついたことがある。
- 視覚障がい者用の白杖を知らない人が多く、棒を持っていて怖い人と言われた事が何度かある。

知的障がい

- 嫌な事を言われたりするのでも小学生、中学生と大きくなってから。小中学校のいじめ問題をどうにかしてほしい。

精神障がい

- 外見では障がいがわからない人もいる。苦しくても辛くても外見だけで判断されて辛い。
- 働けなくなる可能性があるので、手帳を持っていることを会社に言えない。
- 精神障がい者は見た目では分かりづらいため、体調が悪くても、状態を理解してもらえない。

難病

- 小学生の頃、いじめに近い発言をされて嫌な思いをした。
- 職場で病気の事を理解してもらおう事が大変。
- 再燃したとき、職場に本当の事を言えない。入社前の面接の時に難病の話をして、それが理由で不採用にならない様な社会になってほしい。

2. 配慮に関すること

身体障がい

- 市庁舎や公共施設でもっと車椅子用トイレを増やしてほしい。出来なければ洋式トイレでも。
- バスターミナル周辺に車椅子用乗降場をつくってもらいたい。
- ノンステップバスをもっと増やしてほしい。
- いろいろな施設でエレベーターを探すのに苦労している。
- 階段や歩道橋にはすべて手すりをつけてほしい。
- 駅付近にスロープが少ない。歩道が狭くて車イスで通れない。
- 電車内の優先席付近の携帯電話不使用を徹底してほしい。
- バスの運転手さんが行先や次のバス停のアナウンスをしてくれると安心する。
- 障害者手帳は、持ち歩くのには大きめで不便なので、財布の中に入れられるように免許証の大きさと便利。
- バス停で立っているのがつらいので、バス停にイスがほしい。
- 家族（介護者）も一緒に駐輪場が利用できるようにしてほしい。抽選だと家族は落選してしまう。
- （ガイドブック等で）等級別に受けられるサービスの内容が見つらい。電子端末などでわかりやすく表示してほしい。
- お散歩バスで押し車の人が乗り降りするとき、運転手さんが手伝わなくなった。本来は福祉バスだったと思うのだが。

知的障がい

- 障がいのことは時期を見て慎重に伝えたいので、一律に本人宛にアンケートを送る事は控えてほしい。

精神障がい

- 市役所が土日休み、平日5時までなのは、一人での外出が困難な障がい者には酷である。
- 青い封筒で郵便物が来る。他のものと区別できて便利ではあるが、見る人が見れば自分が障がい者とわかってしまう。市役所の他の封筒と区別する必要はないと思う。
- タクシー券に住所、氏名を書くことに抵抗がある。

難病

- 世話を焼かれ過ぎても、逆に辛い時もある。

その他福祉サービス受給者（発達障がいなど）

- 手紙に障がい事業課と明記されているのは困る。課名を変えるか、書留もしくは無記載としてほしい。

浦安市の差別解消に関する取組と配慮の事例（抜粋）

1. 障がい者福祉計画と市の取組み

浦安市では、次期（平成27年度～29年度）障がい者福祉計画の策定にあたり、市及び関係機関の差別解消への取組みや配慮の事例を収集しました。

次期障がい者福祉計画の素案では、重点的な5つの項目の一つに「差別の解消と合理的配慮の推進」を掲げ、施策のひとつである「差別の解消と合理的配慮の推進」の取組みとして、モデル事業の成果や国の基本方針等を踏まえた対応要領を作成すること、国の基本指針や千葉県の「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」をもとに、窓口等における配慮を充実すること、啓発・広報活動をおこなうことなどを掲載しております。

また、「差別の解消と合理的配慮の推進」以外にも、「歩道空間・建築物の整備」、「移動・交通手段の整備」、「安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」等、さまざまな施策において、配慮の事例等を掲載しております。

事業の一例

〇こころのバリアフリー支援事業

国の基本方針等を踏まえた対応要領等を作成します。

啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。

小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。

市職員や市民を対象に講演会や研修会を開催します。

〇庁舎等建設事業

障がいのある人が円滑に行政手続きなどを行えるよう、ユニバーサルデザインに基づく庁舎として整備していきます。

*平成28年度に新庁舎の竣工を予定しています。現在、障がい者団体の方等を対象に、意見交換会を実施しています。

〇当代島旧県道整備

側溝を暗渠化（地中に埋めるなど）し、段差の解消を推進します。

歩道と車道の区別がつきやすいように、歩道のカラー舗装を推進します。また、色弱の方などにも配慮した色で舗装します。

〇音声案内装置の設置

おさんぽバスの総合福祉センターバス停留所にバスが停車していることを知らせる音声装置を設置しました。

〇救急メディカル情報支援事業

聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を

伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し、配布しています。

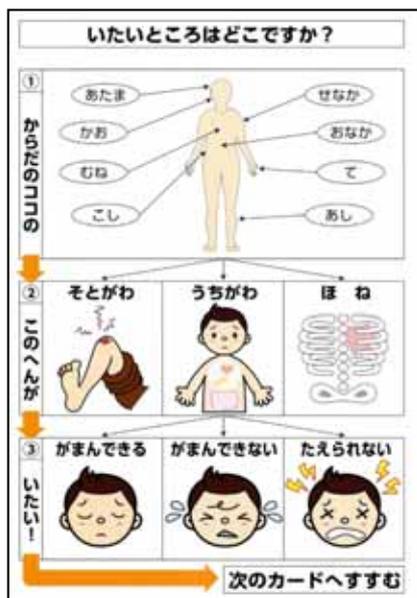
救急車には、具合の悪い部位などを指でさして伝えるための大型のカードを搭載しています。

救急メディカルカード（救急車内設置）

私たちは、浦安市消防署の
救急隊 です。

これからカードに
指(ゆび)でさして
あなたの**からだ**の様子(ようす)を
お聞きしますので、
私たちに伝えてください。

よろしいですか？



○声の広報

視覚に障がいのある人のため、広報うらやすの内容を吹き込んだデージー図書やCDを作成しています。

○浦安市公式ホームページ

文字の大きさが変更できます。また、音声読み上げソフトへの対応に配慮しています。

○会議開催時の配慮

市が開催する会議に聴覚に障がいのある方が参加する会議には、手話通訳者あるいは要約筆記者を配置しています。

また、視覚に障がいのある方が参加する会議では、希望した方に資料をテキスト化してメールで送信し、音声読み上げソフトで読めるように配慮しています。

○イベントでの手話通訳者・要約筆記者の配置

健康福祉部で開催する講演会等を中心に、手話通訳者あるいは要約筆記者を配置しています。

また、市が主催する講演会等には手話通訳者あるいは要約筆記者を配置するように呼びかけています。

○耳マークの設置

市役所各課のカウンターに「耳マーク」を設置し、筆談に応じています。



○選挙会場等での配慮

投票所に仮設スロープを設置、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しています。

身体に重度の障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。

2. 社会福祉協議会の取り組み

アンケートBOXの設置や会議室の鍵の受け渡しの際にご意見を伺うなど、情報収集をしています。(社会福祉協議会の会議室は、障がいのある方や障がい者団体も利用することが多い施設です。)

社会福祉協議会職員や民生委員の研修等においてバリアフリーハンドブックを活用し、障がい者に対する理解を深めています。

福祉体験教室(*)を開催し、障がい者や障がいについて理解を深めるための啓発活動を行っています。

福祉体験教室や各種イベント等で、「バリアフリーハンドブック」を配布し、啓発活動を行っています。

(*) 福祉体験教室

車いす体験(車いすに乗ることと押すことを交代で体験)と白杖体験(白杖を持ち目隠しをして歩くことと、白杖を持つ人のガイドをすることを交代で体験)、当事者の方の講話や質疑応答等で構成している講座で、年間を通じて小中高等学校で開催しています。

浦安市内で実施されている「障がいのある人等に優しい取り組み」について

1. 明海大学

(1) 入学試験時の配慮

①別室受験

監督者が付く。事前に本人と保護者、高校の教諭に説明の場を設ける。

②点字での問題作成

③機器持ち込みを許可

弱視の方の機器持ち込みを許可し、機器の操作時間を考慮した余裕のある試験時間を設定。

(2) 授業・主催する説明会等での配慮

①教室に車いすで受講できるスペースを確保

②板書の文字は大きく書く

③資料の読み上げ

④点字資料の作成

(3) 海外研修参加への配慮

①研修先の大学及びホストファミリーとの打ち合わせを実施

②保護者対象に十分な説明の場を設ける

(4) 施設の及び施設利用時の配慮

①エレベーター混雑時は、学生用だけでなく教員用のエレベーターの使用も許可する。

②エレベーターのボタンの位置を下げる

③バリアフリー化の推進

④障がいのある方向けのトイレを設置。

(5) 保護者との懇談会の実施

(6) 障がいのある方の雇用の推進

障がいのある方の雇いを推進するとともに、勤務場所を1階の事務局にするなど、配置を配慮

問題点及び今後の改善点

- ・教職員の中に合理的配慮あるいは配慮のための工夫へのコンセンサスあるいは合意が、十分ではない部分もある。(早口でしゃべる、板書する時の配慮が十分ではない 等)
- ・アプローチが階段しかないため、車いすで入れない施設がある。

2. オリエンタルランドでの試み

(1) 情報の収集

バリアフリーの概念も社会的に浸透しておらず、マニュアルもなかった開園当初より、来場者からの意見、苦情、要望を集めた。

(2) 視点の返還

障がいのある方々に対して、「入場、買い物等を優先」から「障がいのある方もない方も一緒に楽しむためにどうしたらいいか考える」に視点を転換。

(3) ハード面での工夫

①字幕表示システム

②触地図、アトラクション・キャラクターのスケールモデルの設置

③開閉式の柵 車いすの方の目線に柵が入らないための工夫

④雰囲気伝える手話

音楽とか言葉をそのまま手話で伝えるのではなく、ショーの世界観、雰囲気を伝える。

(4) ソフト面の充実

①研修の充実

「どんなに素晴らしいハードを取り入れようとしても、最後はキャストの対応次第」という考えから、研修を充実

②理念を社会へ発信

アルバイトを経た学生が、社会に出て得たスキルや考え方を世間に伝播していく。

3. 浦安警察署

(1) アクセスしやすい場所に相談室を設置

署内にエレベーターがないため、1階にも相談室を設けている。

(2) 障がい者虐待への対応

虐待などの相談は、人身の安全にかかわる事案であれば、即応事案として組織的に対応。

※上記の研修に加え、平成 26 年 11 月に「バリアフリーハンドブック」(浦安市自立支援協議会発行)や「知的障害・発達障害のある人を理解するために」(PANDA-J 発行)等をテキストに知的な障がいのある方・発達障がいの方への対応を学ぶ研修会を開催。